

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

平成 28 年 11 月 1 日

日本製粉株式会社

東福製粉株式会社

平成 28 年 11 月 1 日

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号及び第 801 条第 3 項第 3 号に定める書面)

東京都千代田区麹町四丁目 8 番

日本製粉株式会社

代表取締役社長 近藤 雅之

福岡市中央区那の津 4 丁目 9 番 20 号

東福製粉株式会社

代表取締役社長 池井 一海

日本製粉株式会社（以下、「日本製粉」といいます。）及び東福製粉株式会社（以下、「東福製粉」といいます。）は、平成 28 年 8 月 4 日付けで両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、平成 28 年 11 月 1 日を効力発生日として、日本製粉を株式交換完全親会社、東福製粉を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

平成 28 年 11 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（本株式交換の差止請求）
該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過

東福製粉は、会社法第 785 条第 3 項及び第 4 項の規定により、平成 28 年 8 月 22 日に東福製粉の株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である日本製粉の商号及び住所を公告いたしました。なお、会社法第 785 条第 1 項に基づく

株式の買取請求を行った東福製粉の株主はおりませんでした。

- (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）及び第 789 条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

- (1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過（本株式交換の差止請求）
該当事項はありません。
- (2) 会社法第 797 条（株式買取請求）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。
- (3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続きの経過
該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、日本製粉に移転した東福製粉の株式の数は 4,853,271 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

- (1) 日本製粉は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した日本製粉の株主はありませんでした。
- (2) 東福製粉は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、平成 28 年 9 月 21 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) 日本製粉は、本株式交換に際して、本株式交換により日本製粉が東福製粉の発行済株式（但し、日本製粉が保有する東福製粉の株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）の東福製粉の株主名簿に記載又は記録さ

れた株主（但し、日本製粉を除きます。）に対し、その所有する東福製粉の普通株式 1 株につき日本製粉の普通株式 0.1 株の割合をもって割当交付いたしました。なお、日本製粉が割当交付した普通株式の合計は 485,327 株です。

- (4) 東福製粉の普通株式は、株式会社東京証券取引所において平成 28 年 10 月 27 日付で上場廃止となりました。
- (5) 本株式交換により、日本製粉の資本金、資本準備金及び利益準備金の額に変更はありません。
- (6) 東福製粉は、基準時の直前時に東福製粉が保有していた自己株式 46,729 株の全てを、基準時の直前時である 11 月 1 日をもって消却しております。

以上